

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月7日
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 小路 明善
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長 坂野 俊次郎
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長 坂野 俊次郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,180,935,808円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が2020年9月7日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

(注)2 本募集とは別に、2020年8月25日(火)の取締役会決議により、当社普通株式の日本国内における一般募集(以下、「国内一般募集」といいます。)及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における募集(以下、「海外募集」といいます。)を行うことを決定しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,541,800株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。

国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注)2 本募集とは別に、2020年8月25日(火)の取締役会決議により、当社普通株式の日本国内における一般募集(以下、「国内一般募集」といいます。)及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における募集(以下、「海外募集」といいます。)を行うことを決定しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式2,541,800株の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行います。

国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

<後略>

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,541,800株	8,256,910,210	4,128,455,105
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,541,800株	8,256,910,210	4,128,455,105

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	野村證券株式会社
割当株数	2,541,800株
払込金額	8,256,910,210円

&lt; 中略 &gt;

- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 割当予定先の本店所在地は、2020年10月1日以降は「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」となります。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、2020年8月20日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,541,800株	8,180,935,808	4,090,467,904
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,541,800株	8,180,935,808	4,090,467,904

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	野村證券株式会社
割当株数	2,541,800株
払込金額	8,180,935,808円

&lt; 中略 &gt;

- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。
- 割当予定先の本店所在地は、2020年10月1日以降は「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」となります。

(注)4 の全文削除

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	2020年10月12日(月)	該当事項はあ りません。	2020年10月13日(火)

(注)1 発行価格については、2020年9月7日(月)から2020年9月11日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」といいます。)に国内一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本件第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2 本件第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,218.56	1,609.28	100株	2020年10月12日(月)	該当事項はあ りません。	2020年10月13日(火)

(注)1 本件第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注)1の全文削除及び2、3、4の番号変更

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,256,910,210	35,000,000	8,221,910,210

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、2020年8月20日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,180,935,808	39,000,000	8,141,935,808

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文及び1の番号削除

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限8,221,910,210円については、本件第三者割当増資と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集及び海外募集の手取概算額上限149,319,452,665円と合わせ、手取概算額合計上限157,541,362,875円について、全額を2020年10月末までにCUB事業(以下に定義します。)の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン1兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

上記差引手取概算額上限8,141,935,808円については、本件第三者割当増資と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集及び海外募集の手取概算額上限147,879,260,992円と合わせ、手取概算額合計上限156,021,196,800円について、全額を2020年10月末までにCUB事業(以下に定義します。)の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン1兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

&lt;後略&gt;

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

< 前略 >

公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分に係る募集株式総数は46,175,700株であり、国内一般募集株数16,945,500株及び海外募集株数29,230,200株（海外引受会社の買取引受けの対象株数25,417,600株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数3,812,600株）を**目処に募集を行います**が、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案したうえで発行価格等決定日に決定されます。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分に係る募集株式総数は46,175,700株であり、国内一般募集株数14,753,200株及び海外募集株数31,422,500株（海外引受会社の買取引受けの対象株数27,609,900株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数3,812,600株）の**募集が行われます**。

< 後略 >

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

当社は、2020年8月25日（火）の取締役会決議により、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決定しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,541,800株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」といいます。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年10月7日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に足りない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、2020年8月25日（火）の取締役会決議により、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決定しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式2,541,800株の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」といいます。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、2020年9月10日（木）から2020年10月7日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に足りない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >